

## 国立市優良工事表彰実施要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、国立市（以下「市」という。）が発注した工事における優れた施工を表彰することにより、受注者の意欲及び技術の向上を図り、もって公共工事の一層の品質確保に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工事成績評定点 国立市工事成績評定基準（平成 22 年 2 月 2 日市長決裁）に従って評定を行い、算定した総評定点をいう。

(2) 国立市指名業者選定委員会 国立市指名業者選定委員会規程（昭和 44 年 4 月国立市訓令（甲）第 6 号）により設置する委員会をいう。

(被表彰工事の決定等)

第 3 条 この要綱による表彰の対象となる工事（以下「表彰対象工事」という。）は、表彰する年度の前年度（第 6 条において「対象年度」という。）中に完了した工事のうち、工事成績評定点が 85 点以上のものとする。

2 国立市指名業者選定委員会は、表彰対象工事の審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに表彰する工事（次条において「被表彰工事」という。）を決定する。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、毎年度に 1 回、市長が被表彰工事を施工した受注者へ表彰状を授与することにより行う。

(表彰の公表)

第 5 条 市長は、前条の規定により表彰を行ったときは、次に掲げる事項を市報及び市のホームページに公表するものとする。

(1) 工事成績評定点

(2) 工事件名

(3) 履行場所

(4) 工期

(5) 受注者名

2 前項の規定により市のホームページに公表する期間は、表彰を行った日から1年間とする。

(欠格条項)

第6条 表彰対象工事を施工した受注者が、対象年度の初日から表彰が行われる日までの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、その者を表彰の対象としない。

(1) 工事成績評定点が60点未満となる工事があったとき。

(2) 国立市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成7年9月国立市訓令（甲）第37号）に基づく指名停止措置を受けたとき。

(3) 国立市契約における暴力団等排除措置要綱（平成26年2月国立市訓令第12号）に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、表彰することが不相当と市長が認めるとき。

2 第4条の規定による表彰を受けた者が、前条の規定による公表の期間中において、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は、前条の規定によるホームページの公表を取りやめるものとする。

(庶務)

第7条 表彰に関する庶務は、行政管理部総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

2 この訓令の規定は、令和3年4月1日以後に完了した工事から適用する。